

笠置町地方公会計財務書類概要

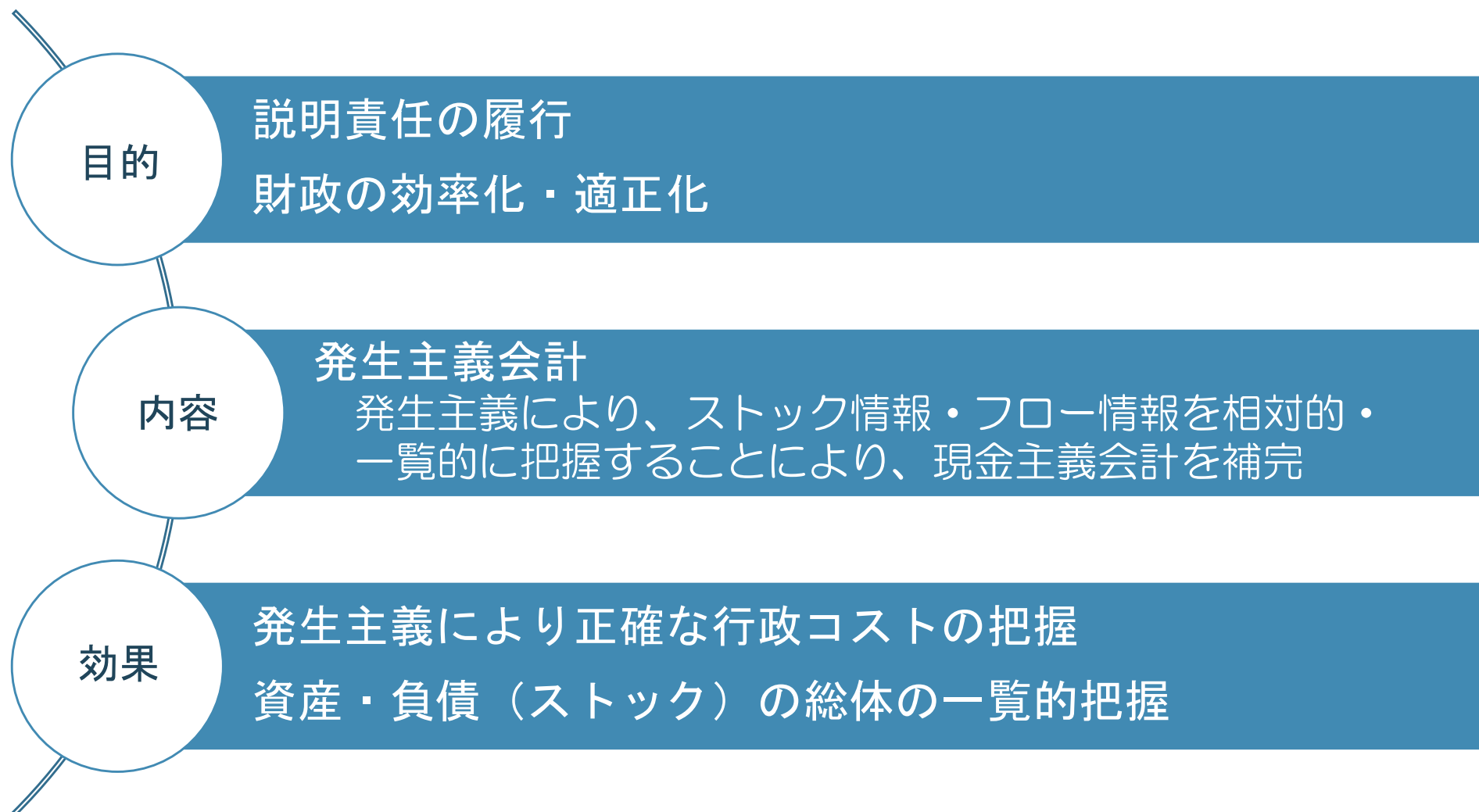
— 一般会計・全体会計・連結会計概要 —

令和2年度

目次

地方公会計整備の意義	—————	3
財務書類の対象となる会計	—————	4
財務書類の相互関係	—————	5
財務4表	—————	6

地方公会計整備の意義



※総務省公表資料より

財務書類の対象となる会計

財務書類の対象となる会計は、下記の区分で、普通会計による一般会計等財務書類、そこに公営事業会計・公営企業会計を追加したものを全体財務書類、さらに一部事務組合、第三セクター等を追加したものを連結財務書類として作成を行っています。

一般会計															
全体会計					連結会計										
普通会計	公営事業会計				一部事務組合・広域連合										
一般会計	国民健康保険特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計	簡易水道特別会計	京都市町村職員退職手当組合	京都府後期高齢者医療広域連合	京都地方税機構	京都市町村議会議員公務災害補償等組合	京都府自治会館管理組合	京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合	国民健康保険山城病院組合（病院事業会計）	国民健康保険山城病院組合（介護老人保健施設事業会計）	相楽中部消防組合	相楽東部広域連合	相楽郡広域事務組合

財務書類の相互関係

財務4表はそれぞれの表と繋がっており、下記の通り相互関係があります。

資金収支計算書

業務活動収支
投資活動収支
財務活動収支
前年度末残高
本年度末残高

+本年度末歳計外現金

貸借対照表

資産	負債
(現金預金)	純資産

純資産変動計算書

前年度末残高
純行政コスト
財源
固定資産等の変動
本年度末残高

行政コスト計算書

経常費用
経常収益
臨時損失
臨時利益
純行政コスト

貸借対照表とは

B/S

資産	負債
	純資産

B/S (*Balance sheet*)

3つの要素を集めて自治体の財産がどのような状態なのかを明らかにする表

資産とは・・・一定時点における総資産の運用形態を示すもの（建物、現金）⇒持ち物リスト

負債とは・・・他人から調達した資本で弁済義務のあるもの（地方債、退職手当引当金）⇒借り物リスト

純資産とは・・・資産から負債を控除した正味の資産をいい自治体の活動により獲得された余剰の蓄積残高を示すもの

笠置町貸借対照表

(百万円)

資産

	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産	5,999	6,556	7,694
事業用資産	2,721	2,721	3,501
インフラ資産	2,702	3,227	3,227
物品	60	75	149
基金	447	457	718
その他	69	76	99
流動資産	402	608	736
現金預金	68	174	274
基金	325	424	427
その他	9	10	35

負債

	一般会計等	全体会計	連結会計
固定負債	1,616	1,746	1,939
地方債	1,334	1,464	1,568
退職手当引当金	282	282	346
その他	0	0	25
流動負債	155	174	212
1年内償還予定地方債	130	147	165
その他	25	27	47

純資産

	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産形成分	6,323	6,980	8,120
余剰分（不足分）	△ 1,695	△ 1,736	△ 1,842
他団体出資等分	0	0	0

笠置町貸借対照表

資産

固定資産

市民サービスを提供するために保有する資産で長期に渡って保有する予定の資産です。施設や道路などの所有が多くを占めています。

流動資産

将来、現金として行政サービスに使用し、1年以内に換金可能な資産が対象です。

このうち財政調整基金が多くを占めており、経済事情の変動や災害等予期せぬ事態に備えて積み立てを行っています。

負債

将来世代が負担する部分です。

地方債等将来的に返済が必要なもののうち、1年以内に返済が必要なものについては流動負債に計上されます。

純資産

過去及び現世代が負担してきた部分です。

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積です。余剰分（不足分）は、消費可能な資源の蓄積です。

「資産」には、本町が保有する道路や公共施設などの固定資産や、現金預金、基金、貸付金などの資産残高を表しており、一般会計等で64億円、全体会計で72億円、連結会計で84億円の財産（資産）を保有していることがわかります。一方、地方債などの「負債」が一般会計等で18億円、全体会計で19億円、連結会計で21億円あり、資産から負債を差し引いた「純資産」は一般会計等で46億円、全体会計で53億円、連結会計で63億円となっています。

負債は将来世代、純資産は現在までの世代の負担を表しており、それぞれの負担金額が分かります。資産は市民サービスを提供するために保有しているもので、将来にわたって利用されることから、地方債の償還を通じて将来世代も負担するという考え方があります。そのため、負債と純資産とのバランス（世代間の負担のバランス）なども考慮した上で、財政運営を行っていく必要があります。

行政コスト計算書とは

P/L

費用	収益
	純行政コスト

P / L (*profit and loss statement*)

行政コスト計算書は、一会計期間において資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る**費用**（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの**収益**（経常的な収益）を**対比させた財務書類**。

経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について、**税金等でまかなう**

べき行政コスト（純経常行政コスト）**が明らかにされます**。

笠置町行政コスト計算書

(百万円)

費用

	一般会計等	全体会計	連結会計
業務費用	913	1,003	1,403
人件費	442	472	617
物件費	185	210	390
減価償却費	268	298	349
その他	18	23	47
移転費用	865	1,251	1,874
補助金等	670	1,193	1,813
社会保障給付	57	57	57
他会計への繰出金	137	-	-
その他	1	1	4
臨時損失	2	2	5
資産除売却損	0	0	0
その他	2	2	5

収益

	一般会計等	全体会計	連結会計
経常収益	86	122	246
使用料及び手数料	13	40	153
その他	73	82	93
臨時利益	0	0	2

純行政コスト

	一般会計等	全体会計	連結会計
	△ 1,695	△ 2,134	△ 3,033

笠置町行政コスト計算書

費用

経常費用

費用のうち業務費用及び移転費用は経常費用と呼ばれ、毎年度経常的に発生する費用です。

そのうち発生主義ならでの支出のない費用である減価償却費等も含まれています。

減価償却とは一時的な支出を耐用年数に応じて分割して費用化することをいいます。

臨時損失

臨時的に発生する費用であり、建物等の除却や売却により発生した損失や、災害復旧事業費等が含まれています。

収益

経常収益

毎年度経常的に発生する収益であり、使用料等地方公共団体が一定の活動により財又はサービスを提供する場合に、その対価として徴収しているものです。

臨時利益

臨時的に発生する収益であり、資産を売却し、得た収益等が含まれています。

純行政コスト

費用から収益をさし引いた残りが純行政コストとなります。純資産変動計算書と連動します。

行政コスト計算書は、会計期間中の費用・収益の金額を明らかにするものです。福祉・教育・消防・産業振興などの行政サービス費用(経常費用と臨時損失)から使用料など(経常収益と臨時利益)を差し引き、純行政コストを算出しており、令和2年度は一般会計等17億円、全体会計21億円、連結会計31億円となりました。

純資産変動計算書とは

N/W

前年度末純資産残高
純行政コスト
財源
固定資産等の変動
その他の変動
本年度末純資産残高

N/W (*Net Worth statement*)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを示す財務書類。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県等支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因がわかります。

笠置町純資産変動計算書

(百万円)

	一般会計等	全体会計	連結会計
前年度末純資産残高	4,872	5,469	6,378
固定資産形成分	6,476	7,152	8,179
余剰分(不足分)	△ 1,604	△ 1,683	△ 1,801
他団体出資等分	-	-	0
純行政コスト	△ 1,695	△ 2,134	△ 3,033
財源			
税収等	1,039	1,208	1,638
国県等補助金	412	701	1,215
固定資産等の変動			
固定資産形成分	△ 153	△ 173	△ 136
余剰分(不足分)	153	173	△ 136
その他の変動	0	0	80
本年度末純資産残高	4,628	5,244	6,278
固定資産形成分	6,323	6,980	8,120
余剰分(不足分)	△ 1,695	△ 1,736	△ 1,842
他団体出資等分	0	0	0

笠置町純資産変動計算書

前年度末純資産	過去又は現世代が税負担し、市の財産として積み上げてきた資産や、余剰分の累積です。
純行政コスト	行政コスト計算書の純行政コストより数字が記載されます。
財源	住民から集めた税金や、国、府より集めた補助金が集計されています。 これを基に住民へのサービスを行うために発生した行政コストや固定資産の買換え等を賄っています。
固定資産等の 変動	固定資産の取得や、売却又は、基金の増減等がここで集計されます。固定資産の取得等があった場合、余剰分のキャッシュを使って、固定資産形成分の固定資産を取得します。つまり余剰分より対象額が減少し、固定資産形成分が増加となることから金額は常に同額になります。
その他の変動	調査による判明や寄付等があった場合、その他の変動に計上されます。
本年度末純資産 産残高	この金額がB Sの純資産に計上されます。

純資産変動計算書は本町における純資産がどのように増減したかを明らかにするものです。令和2年度決算においては、純資産残高が一般会計等は前年度の49億円から3億円減少して46億円、全体会計は前年度の55億円から3億円減少して52億円、連結会計は前年度の64億円から1億円減少して63億円となっています。

資金収支計算書とは

C/F

前年度末資金残高	業務活動支出
業務活動収入 業務収入 臨時収入	業務支出 臨時支出
投資活動収入	投資活動支出
財務活動収入	財務活動支出
	本年度末資金残高

C/F (Cash Flow)

キャッシュ（現金）、フロー（流れ）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを、性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュフロー計算書とも呼ばれます。

現金の収入から支出を差し引いたものが本年度末資金残高として導き出されます。

行政コスト計算書は発生主義で計上されており、減価償却費等支出のない費用が組み込まれていることから、キャッシュの流れはより重要になります。

笠置町資金収支計算書

(百万円)

前年度末資金残高

	一般会計等	全体会計	連結会計
	26	117	187

収入

	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収入	1,478	1,965	3,006
業務収入	1,478	1,965	3,004
臨時収入	-	0	2
投資活動収入	76	77	118
財務活動収入	264	264	272

支出

	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動支出	1,513	1,971	2,924
業務支出	1,511	1,969	2,919
業務費用支出	646	707	1,046
移転費用支出	865	1,262	1,873
臨時支出	2	2	5
投資活動支出	147	157	239
財務活動支出	118	134	151
比例連結割合変更に伴う差額			2

本年度末資金残高

	一般会計等	全体会計	連結会計
	67	172	272

笠置町資金収支計算書

前年度末資金残高

前年度末資金残高

前年度から繰り越されたキャッシュです。

収入

業務収入

すべての収入のうち、税収等収入が最も高い割合を占めており、これにより様々な支出を賄っています。

投資活動収入

主な収入源は、国県等からの補助金や、基金の取崩による収入です。

財務活動収入

主な収入源は、地方債の発行です。

支出

業務支出

人やモノに係る支出、また補助金や社会保障給付に係る支出が含まれています。

投資活動支出

固定資産の取得に係る支出や、基金の積立による支出が含まれています。

財務活動支出

地方債の返済が主な支出です。

本年度末資金残高

ここに歳計外現金をプラスすると貸借対照表のBSの現金預金と一致します。

本町では年間で、各種行政サービスを行うための支払いや市税、手数料といった収入など、数多くの現金が出し入れされています。こうした現金の流れを、行政サービスを提供する業務(業務活動)、公共施設などの資産形成(投資活動)、地方債や基金などの資金調達・運用(財務活動)に分類し、表しています。

令和2年度決算においては、資金収支は一般会計等4,000万円、全体会計5,500万円、連結会計8,500万円増加、現金預金の残高は一般会計等6,800万円、全体会計1億7,300万円、連結会計2億7,400万円となっています。

指標による分析 ー 資産形成度 ー

歳入額対資産比率

資産合計 ÷ 歳入総額

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、公共資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

令和2年度

3.47

令和元年度

4.21

この比率が高いほど社会資本整備が進んでいると考えられています。標準値としては3といわれているため、おおよそ平均的ですが、これから公共施設等の整備を要することが増える可能性があります。

資産老朽化比率

有形固定資産
減価償却率 = $\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計}-\text{土地等の非償却資産}+\text{減価償却累計額}}$

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

令和2年度

63.65%

令和元年度

61.74%

資産老朽化比率が高い場合、その時点で手元にお金があっても、修繕や買替が必要になるため注意が必要です。理想値としては50%程度といわれているため、将来の資産購入や修繕計画が必要です。

指標による分析 — 世代間公平性 —

純資産比率

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。

令和2年度

72.32%

令和元年度

74.89%

この比率が高い程、要返済財源の依存度が低いことを意味するので、世代間公平性の観点からは高い方が良いとされています。標準値としては60%程度であるため、平均より要返済財源の依存度が低めです。

社会資本等形成の世代間負担比率

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

令和2年度

26.64%

令和元年度

23.40%

将来世代負担比率が高ければ、現在使用する資産を将来納付される税金等により形成されるため、将来世代の負担は大きくなります。平均値としては30%といわれているため、将来世代の負担は少し軽めといえます。

指標による分析 — 持続可能性 —

住民一人当たり負債額

負債合計 ÷ 住民基本台帳人口

負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人あたり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

令和2年度

1,435千円

(資産額 5,182千円)

令和元年度

1,289千円

(資産額 5,131千円)

住民一人あたりの資産額とセットで把握しておく必要があり、低ければ低いほど良いとされています。(自治体標準値：800千円)

指標による分析 — 効率性 —

住民一人当たり行政コスト

純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

令和2年度

1,372千円

令和元年度

1,138千円

1年間の行政サービスに対する住民一人当たりの負担がどれくらい要しているのかを把握することができ、低ければ低いほど良いとされています。（自治体標準値：500千円）

行政コスト対税収等比率

行政コスト対税収等比率 = $\frac{\text{純経常行政コスト}}{\text{税収等} + \text{補助金}} \times 100$

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることによって、当該年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対してどれだけが当該年度の負担で賄われたかを把握することができます。100%超の場合は収益を除いた行政コストを税収や補助金等でカバーできていないことを表します。

令和2年度

116.69%

令和元年度

122.63%

純経常行政コストに対してどれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。平均的な値は100%程度といわれているので、平均よりやや高めの数値で改善が必要といえます。

指標による分析 — 自律性 —

受益者負担の割合

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができます。

令和2年度

4.82%

令和元年度

7.50%

行政コストのうち、行政サービスの受益者が直接的に負担する割合をいいます。平均的な値は5%程度といわれているため、受益者の負担比率としては平均的な数値になっています。

